

令和3年度施行

設計書（公示用）

業務名 令和3年度 冬期道路状況調査業務

令和3年12月 設計

札幌市建設局土木部雪対策室

業 務 仕 様 書

1 業務名

令和3年度 冬期道路状況調査業務

2 業務概要

札幌市では、冬のみちづくりプラン2018に基づき、安心・安全で持続可能な冬の道路環境の実現を目指すため、交通事故や交通渋滞の原因となる「道路への雪出し」や交通の妨げとなる不適切な雪の置き換えに対する啓発・指導の強化を行うこととしている。

事例によって悪質性や交通への影響度が異なる雪出しに対して、効果的な対策を実施するためには、雪出し等の状況を把握するとともに、交通への影響が大きい悪質な行為に対してはピンポイントで指導を行う必要がある。

本業務は、市内の雪出し状況を把握するため、深夜帯を含めた道路や道路脇の雪山の状況について調査を行うものである。

3 本業務で使用する用語について

本業務においては、下記の用語を下表のとおり定義する。業務遂行時や提出書類の作成時には、下記用語の内容を正しく理解し、適切に使用すること。

用語	定義
雪出し	道路敷地外（私有地等）から道路上に雪を出すこと。法律で禁止されている行為である。 ※道路には、車道や歩道、横断歩道が含まれる。 ※雪がどこから持ってこられたものであるかを判断することは非常に難しいため、「雪出しがあった」と判断するのは「道路敷地外から道路に雪を出している現場を確認した」ときや「雪に残ったタイヤの軌跡と雪出しを行ったと思われる者の所有する重機が一致している」ときなど、確実な判断材料があるときのみに限る。
不適切な雪の置き換え	雪出しではないものの、地先の住民や事業者が道路上の雪を置き換えたり走行車線にせり出したりすることにより、交通の支障となる雪山が生じている状態。 (例) ・札幌市の除雪により道路脇に寄せられた雪を、道路上へ戻すことにより、雪山が車道側へ膨らんでいる、もしくは道路に凹凸が生じている状態 ・民間排雪によらず低下縁石以外の場所に雪山が無く、隣接する雪山が周囲と比べて走行車線にせり出している状態 ※雪山が札幌市の除雪作業により生じたものか、不適切な雪の置き換えにより生じたものであるか判断が難しい場合は、記録した写真などとともに発注者へ確認を行うこと。

4 調査対象

調査箇所数 16 箇所

※調査対象の詳細は業務着手後に発注者より提供する。

【区別調査箇所数（予定）】

中央区	東北地区 1 箇所	北区	屯田地区 1 箇所 幌北地区 1 箇所 太平百合が原地区 1 箇所
東区	札苗地区 3 箇所 栄西地区 1 箇所	白石区	米里地区 1 箇所
厚別区	厚別西地区 1 箇所 厚別中央地区 1 箇所	豊平区	平岸地区 1 箇所
清田区	里塚・美しが丘地区 1 箇所	南区	藻岩下地区 1 箇所 真駒内地区 1 箇所
西区	山の手地区 1 箇所		

5 業務内容

本業務における業務内容は以下の通りとする。

(1) 打合せ

打合せは、業務着手時、中間時、成果品納入時の計 3 回実施する。なお、中間時の打合せは、担当職員の指示により実施するものとする。

(2) 計画準備

業務の実施にあたり、業務目的を十分に理解した上で、発注者より提供する資料をもとに業務の実施体制、各業務項目の実施方針や内容を具体化し、業務計画書を作成する。

業務全体を把握する管理責任者を置くなど連絡体制を確立すること。

(3) 現地調査

下記 2 項目の調査を行う計測員の配置体制を整え、計測員に対し、業務目的・計測時の留意事項・計測対象項目・計測方法その他必要事項について、周知すること。

可能な限り雪出し等を行っている現場を確認するため、現地調査を行う順番（ルート）は固定せず、調査日により変更し、業務計画書により調査日毎のルートを発注者に提出すること。

調査期間（予定）：令和 4 年 1 月中旬～ 3 月中旬

- ① 車上調査（期間中毎日実施 計 60 回）
調査時間：4 時～8 時（24 時間表記）
調査項目：ア 雪出し行為、イ 不適切な雪の置き換え行為、及びウ 走行車線への
せり出しにより交通への影響が生じている雪山の有無
調査方法：目視確認、路線映像撮影
- ・目視確認
目視によりア～ウの項目を確認し記録。
なお、調査日における 24 時間降雪量、札幌市の除排雪作業有無について併せて
記録を行うこと。除排雪作業有無の確認方法については、別途業務主任と協議
を行うこと。
 - ・路線映像撮影
ドライブレコーダー等により、調査対象箇所周辺の道路前方を撮影し、映像一
式をデータで納品すること。
なお、使用機材は受託者で用意し、事前に業務主任に承諾を得ること。

② 詳細調査（車上調査中任意）

調査時：車上調査において、ア～ウの調査項目に該当する現場の確認時
調査方法

- ・雪出し行為、及び不適切な雪の置き換え行為確認時
下車のうえ、作業状況の写真および動画撮影を行う。ただし、市民への接触等
は行わないこと。
- ・交通への影響が生じている雪山の確認時
周囲の雪山と比較し、走行車線へのはみだし幅、雪山の高さについて、スケー
ル等により計測および写真撮影を行う。
- ・渋滞状況写真
ウに起因すると考えられる渋滞の発生有無について写真撮影を行う。

(4) 調査結果の報告

当日に実施した調査結果の速報版（写真、計測データ等）について、13 時を目途に
発注者に提出する。報告様式は別添のとおり。

(5) 結果集計

期間中の全計測結果を集計し、箇所別に計測の記録をとりまとめる。

6 成果品

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 報告書（A4 版縦左綴・カラー印刷） | 1 部 |
| (2) 報告書の電子データ（CD、DVD など記録媒体） | 1 部 |
| (3) 業務において制作・作成した物品、電子データ | 一式 |

7 業務期間

業務着手日から令和 4 年 3 月 29 日（火）まで

8 個人情報の取扱い

本業務では、映像や音声など個人情報を取扱うため、札幌市個人情報保護条例に基づき適切な手続き、情報の管理等を行う必要がある。業務着手時には、札幌市個人情報保護条例および発注者から提供される関連資料をよく確認すること。なお、受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取扱う際には、別紙「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

9 調査中のトラブル等

調査中にトラブル等が発生した場合は、発生経緯と対応、原因と再発防止策について書面にて市に報告すること。

10 その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た情報は、業務を行うこと以外の目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を一切他に漏らしてはならない。また、当該契約期間満了後も同様とする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項については、担当職員と協議を行うこと。
- (4) 気象警報等の発令時における調査の実施は、担当職員と協議の上決定し、安全に十分留意すること。
- (5) 調査実施時は、発注者から貸与する腕章を着用すること。

11 業務担当部局

札幌市建設局土木部雪対策室計画課

TEL 211-2682 FAX 218-5141

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。

令和3年度 冬期道路状況調査業務

内訳書

一金	総委託費	円
	業務価格	円
	消費税相当額	円

名称	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費	打合協議	式	1			単価算出調書1
	計画準備	式	1			単価算出調書2
	車上調査・詳細調査	式	1			単価算出調書3
	結果集計(速報版)	式	1			単価算出調書4
	結果の報告	式	1			単価算出調書5
	結果集計	式	1			単価算出調書6
	報告書作成	式	1			単価算出調書7
直接人件費計						①
直接経費	交通費	回	60			
	電子成果品作成費	式	1			国積算基準P1-1-9 2.3×① ^{0.44}
直接経費計						②
直接調査費						③=①+②
諸経費						国積算基準P1-1-3 ④
業務価格						⑤=③+④ 千円以下切捨
消費税相当額						業務価格の10%
総委託費						

単価算出調書

No	細目	単位	単価	積算の基礎	単価表		
1	打合協議	式	円	測量技師	円 × 1.0 人 =	円	歩掛
				測量技師補	円 × 1.5 人 =	円	労務単価
				測量助手	円 × 0.5 人 =	円	
				計		円	
2	計画準備	式	円	測量技師	円 × 1.0 人 =	円	歩掛
				測量技師補	円 × 1.3 人 =	円	労務単価
				測量助手	円 × 1.1 人 =	円	
				測量補助員	円 × 1.2 人 =	円	
計		円					
3	車上調査・ 詳細調査	式	円	測量補助員	円 × 8.5 人 =	円	歩掛
				軽作業員	円 × 77.1 人 =	円	労務単価
				計		円	
4	結果集計 (速報版)	式	円	軽作業員	円 × 17.9 人 =	円	歩掛
				計		円	労務単価
				計		円	
5	結果の報告	式	円	測量補助員	円 × 2.5 人 =	円	歩掛
				軽作業員	円 × 3.4 人 =	円	労務単価
				計		円	
6	結果集計	式	円	測量補助員	円 × 1.6 人 =	円	歩掛
				軽作業員	円 × 4.7 人 =	円	労務単価
				計		円	
7	報告書作成	式	円	測量技師補	円 × 1.0 人 =	円	歩掛
				測量助手	円 × 2.2 人 =	円	労務単価
				測量補助員	円 × 3.2 人 =	円	
				計		円	
8	交通費	回	円	運転時間	4.0h		
				ガソリン	ℓ/h × 4h =	ℓ	国積算基準 P参1-2-6
				ガソリン	円/ℓ × ℓ =	円	12月単価
				損料(運転時間当り)	円/h × 4h =	円	R2建設機械等損料表
				損料(併用日当り)	=	円	P. 187
				計		円	